

昭和町農業用資材価格高騰対策支援補助金交付要綱

令和5年5月19日

告示第36号

昭和町農業用資材価格高騰対策支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町の農業の持続的な経営及び地域農業の振興を図るため、価格高騰の影響による農業用資材や燃料費の購入経費の一部を、予算の範囲内で交付するものとし、その交付に関しては、昭和町補助金等交付規則（昭和49年昭和町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象経費)

第2条 補助金の交付の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号のいずれかに該当する経費のうち、青色申告決算書（農業所得用）又は白色申告収支内訳書（農業所得用）に経費計上し、税務署が経費として認めるものとする。

- (1) 種苗費
- (2) 肥料費
- (3) 農薬衛生費
- (4) 諸材料費（生分解性マルチを除く。）
- (5) 動力光熱水費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

2 法人等の場合は、前項に掲げる補助対象経費と同様と認められるものを対象とする。

(補助金交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象は、農業による収入がある者で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 町内に住所を有する個人若しくは法人又は町内において農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）の認定を受けている者であること。
- (2) 前条各項に規定する対象経費に当たる農業用資材を購入した者であること。
- (3) 町税等の未納がない者であること。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、1月から12月までの間の資材の購入経費の100分の10とする。ただし、法第12条第1項の認定を受けた農業者、法第14条の4の認定を受けた農業者及び昭和町農業研究会会員（以下「認定農業者等」という。）については、資材購入経費の

100分の20とする。

- 2 前項に規定する補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金の上限額は、一対象者につき10万円（認定農業者等は、20万円）とする。
- 4 補助金の交付は、一対象者につき同一年度内に1回限りとする。

（実績報告の特例）

第5条 規則第12条の規定による実績報告については、申請書の提出をもって実績報告があったものとみなす。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を3月末日までに町長に提出しなければならない。

- （1） 昭和町農業用資材価格高騰対策支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- （2） 当該年の確定申告書第1表、第2表、農業所得用の青色申告決算書（白色申告の場合は、農業所得用の収支内訳書）の写し
- （3） 振込口座の通帳の写し
- （4） 町外者である場合は、申告の内訳書及び納税証明書
- （5） 法人等の場合は、補助対象経費の詳細が分かる書類（領収書等）及び直近の決算書類の写し
- （6） その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第7条 町長は、前条の規定による申請書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、昭和町農業用資材価格高騰対策支援補助金交付決定通知書（様式第2号）又は昭和町農業用資材価格高騰対策支援補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の返還等）

第8条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

- （1） 法令又はこの要綱に違反したとき。
- （2） 虚偽の申請又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （3） その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 町長は前項の規定により、補助金の交付決定の取消しを命ずるときは昭和町農業用資材価格高騰対策支援補助金取消通知書（様式第4号）により、補助金の返還を命ずるときは昭和町農業用資材価格高騰対策支援補助金返還通知書（様式第5号）により、補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

（検査等）

第9条 町長は、この補助金の交付に係る予算の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、交付を受けた者に対し、報告若しくは関係書類の提出を求め、又は帳簿、書類、その他物件等を検査することができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和5年1月1日から適用する。